

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月13日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(安定成長型)(「ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(注)基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

1円以上1円単位

### (7)【申込期間】

2019年11月14日から2020年11月13日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに関し取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間: 営業日の9:00~17:00)

( 9 ) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

( 1 0 ) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

( 1 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。  
信託金の限度額は、5,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型		不動産投信		特殊型 ( )
	内外	その他資産 ( )	ETF	
		資産複合		

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
債券	年4回	北米	ファンド・	なし	その他 ( )	ロング・
一般	年6回	欧州	オブ・			ショート型/ 絶対収益 追求型
公債	(隔月)	アジア	ファンズ			その他 ( )
社債	年12回	オセアニア				
その他債券	(毎月)	中南米				
クレジット	日々	アフリカ				
属性	その他	中近東				
( )	( )	(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)))						
資産複合						
( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源

泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われたいファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

内外の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、各資産の指数を合成した指数をベンチマークとして、超過収益を積み上げることがをめざします。

## ファンドの特色

特色

1

主として、三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド、三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド、三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドおよび三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンドへの投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。

特色

2

委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマーク<sup>\*</sup>として、超過収益を積み上げることがを図ります。

以下の比率で合成したインデックスをベンチマークとします。

マザーファンド名称	インデックス名称	比率
三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	NOMURA-BPI<総合> (国内債券投資収益指数)	42%
三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	TOPIX(東証株価指数)	30%
三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本・円ベース)	10%
三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)	15%
—	無担保コール翌日物レート (短資協会発表)の平均値	3%

<sup>\*</sup>ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。



## 特色3

国内債券、国内株式、外国債券、および外国株式に投資するそれぞれのマザーファンドを設定し、その運用にはベンチマークを定め、アクティブ運用により、これを上回る収益を追求します。

マザーファンドの基本方針は以下の通りです。

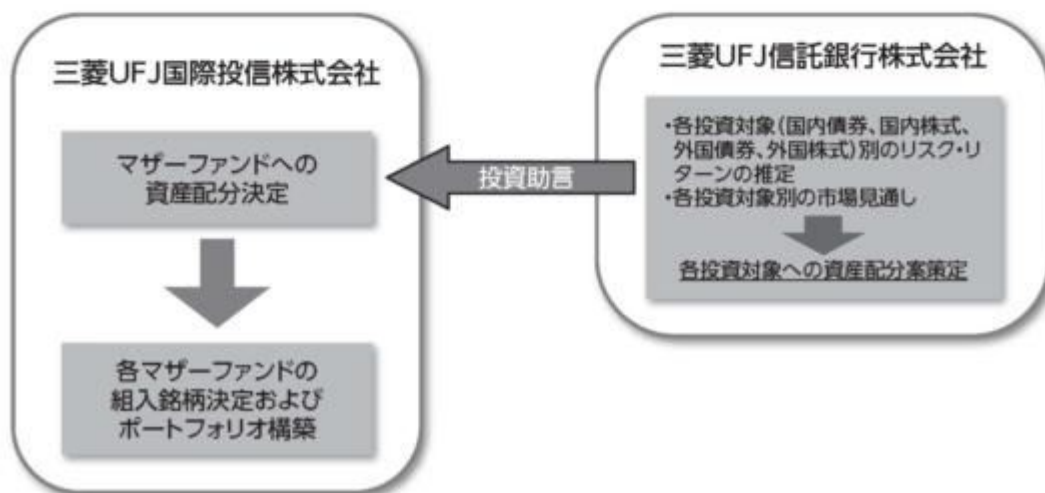
マザーファンド名称	基本方針
三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)を中長期的に上回ることを目標に運用を行います。
三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	わが国の株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数)を中長期的に上回る投資成果をめざします。
三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざします。
三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とし、MSCI KOKUS AIインデックス(円換算ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざします。

実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。そのため、為替相場の変動による影響を受けます。

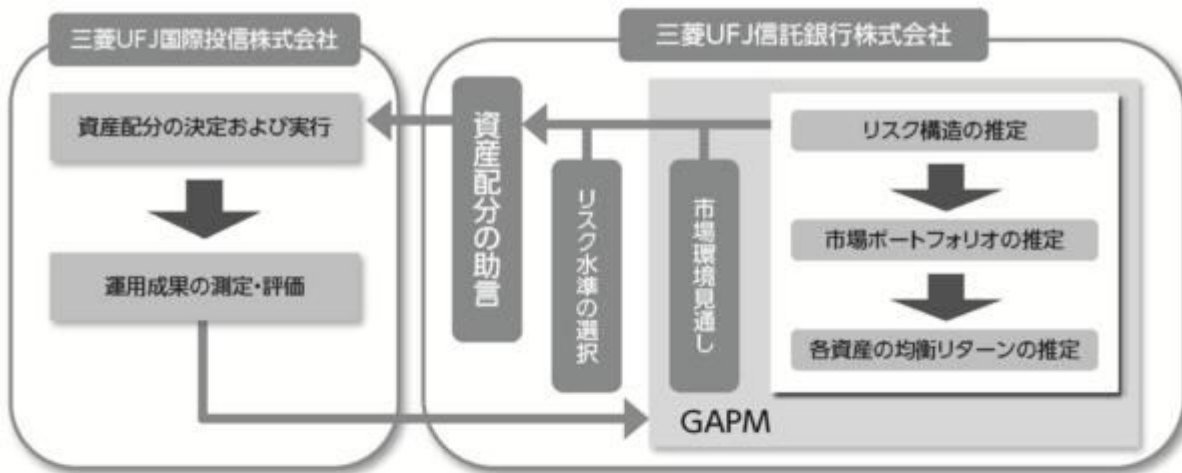
## 特色4

資産配分にあたりましては、三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言<sup>※</sup>を受けます。

<sup>※</sup>投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。



## ベビーファンドの資産配分助言のプロセス



## GAPM

GAPM(Global Asset Pricing Model)とは、市場均衡理論にその基礎を置く資本資産評価モデル(CAPM=Capital Asset Pricing Model)をグローバルに展開した、リスク・リターンの推計モデルです。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

## ■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



**■主な投資制限**

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%未満とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%未満とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

**■分配方針**

- ・年1回の決算時(8月14日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**📊 指数について**

NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

TOPIX(東証株価指数)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

MSCI KOKUSAIインデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)は、MSCI KOKUSAIインデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCI KOKUSAIインデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

**(2)【ファンドの沿革】**

2001年10月18日	設定日、信託契約締結、運用開始
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズ<DC>ライフ・バランスファンド(安定成長型)」から「三菱UFJ<DC>ライフ・バランスファンド(安定成長型)」に変更

2018年7月18日	ファンドの投資対象に「三菱UFJ」国内債券アクティブマザーファンド」、「三菱UFJ」国内株式アクティブマザーファンド」、「三菱UFJ」海外債券アクティブマザーファンド」、「三菱UFJ」海外株式アクティブマザーファンド」、「マネー・マーケット・マザーファンド」を追加
2018年11月14日	ファンドの投資対象から「国内債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「世界債券マザーファンド」、「世界株式マザーファンド」、「短期資産マザーファンド」を削除

## (3)【ファンドの仕組み】

## 委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金 収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	<b>委託会社（委託者）</b> <b>三菱UFJ国際投信株式会社</b>
信託財産の保管・管理等を行います。	
信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	
投資 損益	
マザーファンド	
投資 損益	
有価証券等	

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況（2019年8月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンド受益証券および三菱UFJ海外株式アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

主として、三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンド受益証券および三菱UFJ海外株式アクティブマザーファンド受益証券への投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。

国内債券42%、国内株式30%、外国債券10%、外国株式15%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

(注)当社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)42%、TOPIX(東証株価指数)30%、FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)10%、MSCI KOKUSA Iインデックス(円換算ベース)15%、無担保コール翌日物レート(短資協会発表)の平均値3%を合成したものです。

各資産につき、基本ポートフォリオにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲に配分比率の変動を抑えます。ただし、市況動向等に応じて、基本ポートフォリオは適宜見直しを行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャー<sup>(注)</sup>のコントロールを行う場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合(信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合)は、原則として信託財産の総額の75%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注)エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスク・為替変動リスクにさらしている資産の割合のことをいいます。

### (2)【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信

託約款に定める次のものに限ります。）

- a．有価証券先物取引等
- b．スワップ取引
- c．金利先渡取引および為替先渡取引

八．約束手形

二．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド、三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド、三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンド、三菱UFJ海外株式アクティブマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）に限ります。）
- 6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- 11．コマーシャル・ペーパー
- 12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から12．の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるもの以外のもの
- 16．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 19．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証券

21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。
1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
- ・ 外国為替予約取引

#### <マザーファンドの概要>

三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

##### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

##### (運用方法)

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とします。ただし、事業債、円建外債についてはBBB格(S&P、ムーディーズ、格付投資情報センターおよび日本格付研究所のいずれかから取得したもの)相当以上の格付を有する債券を対象とします。

NOMURA - BPI <総合> (国内債券投資収益指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標に運用を行います。

経済や金利の分析をベースに、デュレーション・残存構成・債券種別等をコントロールするアクティブ運用を行います。具体的には、次のプロセスによります。

- 1) 経済分析や市場分析等を踏まえて金利の方向性等を予測し、デュレーションに関する戦略を策定します。
- 2) また、同様の分析を行い金利の期間構造等を予測し、上記のデュレーション戦略を加味して、残存構成に関する戦略を策定します。
- 3) さらに、各債券種別間の利回り較差動向等を予測し、債券種別構成に関する戦略を策定します。
- 4) 以上の戦略を総合して、ポートフォリオを構築します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引は信託約款の範囲で行います。

デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。

この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。



## 三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド

## （基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

## （運用方法）

## 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

## 投資態度

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

銘柄選択にあたっては、以下の2つの観点から行います。

1）中長期的な成長力の高い銘柄や業績改善度の大きい銘柄を選択

2）企業価値に対して株価が割安と判断され、かつ株価上昇が期待できる銘柄を選択

具体的には、1）経営者のリーダーシップ、2）企業戦略の適切さ、3）マーケット支配力・競争力、4）産業の循環、産業構造の変化等の定性的な要素を踏まえ、中長期的にみて高い利益成長が期待できる銘柄や業績の大幅な改善が見込める銘柄を選択し、株価の妥当性をチェックしたうえで、組み入れを図ります。なお、株価評価は、企業の利益成長率に見合った適正価値が存在するというGAR P（Growth at Reasonable Price）の考え方をベースに行います。

また、各種評価尺度（株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、株価売上高倍率、株価純資産倍率、配当利回り等）を用いて行う定量的な分析に、定性的な分析を加えた結果、「現在の株価が妥当株価に比して割安に放置されており、かつ今後株価上昇が期待できる」と判断される銘柄についても、適宜組み入れを図ります。

株式の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

## （投資制限）

株式への投資に制限を設けません。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引は信託約款の範囲で行います。

## 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

## （基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

## （運用方法）

## 投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

## 投資態度

FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カンントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

公社債の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

## （投資制限）

外貨建資産への投資に制限を設けません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款の範囲で行います。



外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

### 三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド

#### （基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

#### （運用方法）

##### 投資対象

わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とします。

##### 投資態度

M S C I K O K U S A I インデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、カンントリーアロケーションと銘柄選択の双方におけるアクティブ戦略により、超過収益の獲得を目指します。カンントリーアロケーションについてはマクロシナリオからのトップダウンアプローチにより決定します。また組入銘柄選択については、企業の成長力と株価を評価することにより決定します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

株式の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

#### （投資制限）

株式への投資に制限を設けません。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資に制限を設けません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款の範囲で行います。

外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

### マネー・マーケット・マザーファンド

#### （基本方針）

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

#### （運用方法）

##### 投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

##### 投資態度

わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### （投資制限）

株式への投資は行いません。

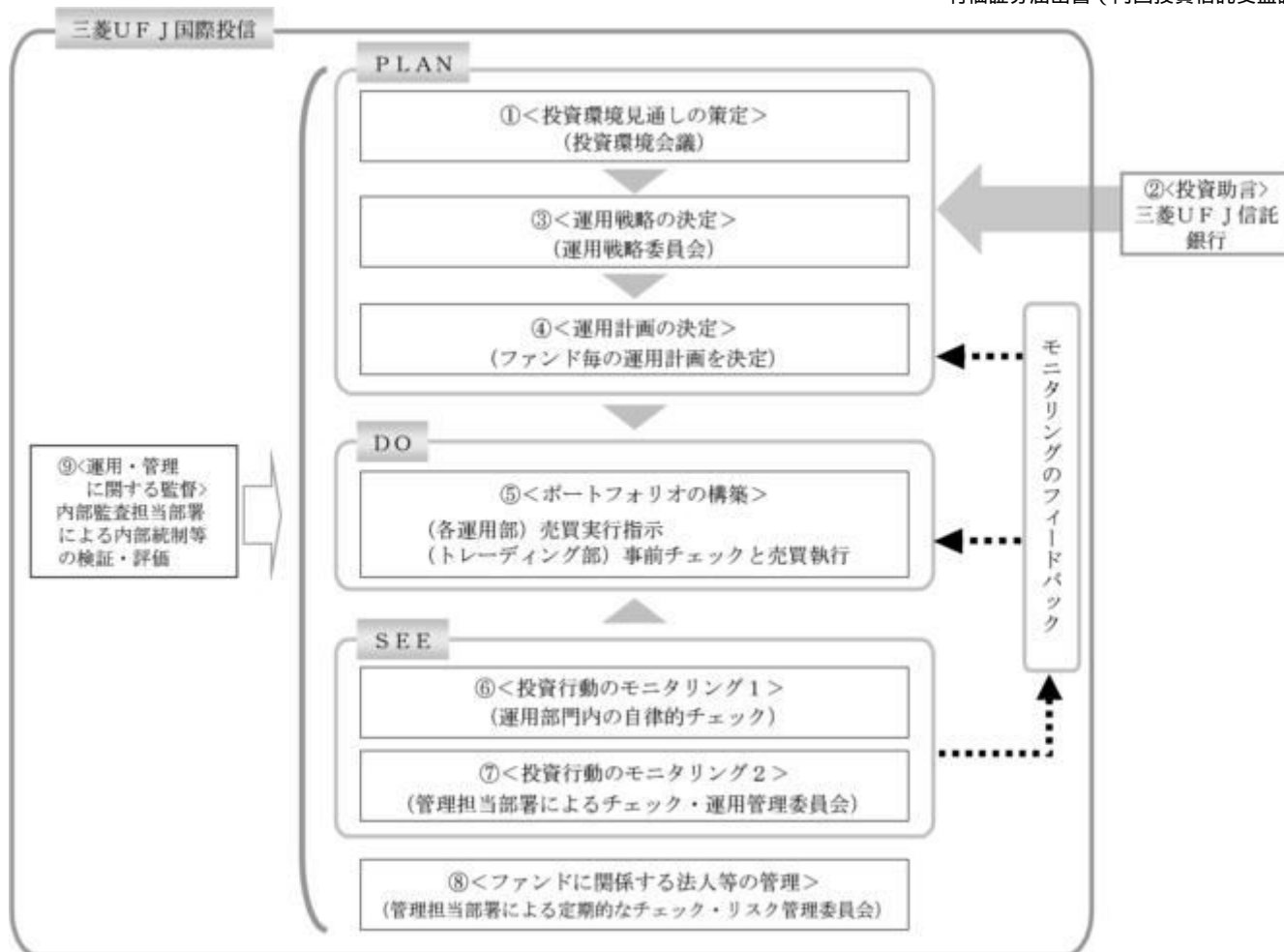
外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

### （3）【運用体制】



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 投資助言

当ファンドは、三菱UFJ信託銀行（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

#### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

#### ファンドに関する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

### （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### （５）【投資制限】

#### < 信託約款に定められた投資制限 >

##### 株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 外貨建資産

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の40以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の40以上となった場合には、速やかにこれを調整します。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの

限りではありません。

- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできます。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により b. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市

場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債またはの規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資

信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

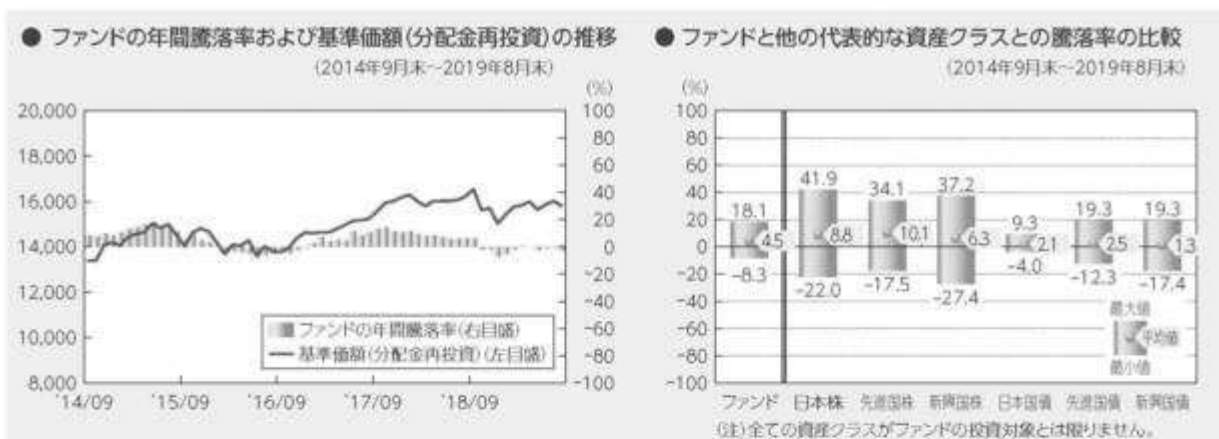
<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

ありません。



申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

## （２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

## （３）【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.54%（税抜1.4%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.71%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.61%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

## （４）【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

## 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

## 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2019年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【三菱UFJ &lt;DC&gt;ライフ・バランスファンド（安定成長型）】

## (1)【投資状況】

令和1年8月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	362,062,166	94.41
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		21,426,844	5.59
純資産総額		383,489,010	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和1年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内債券アクティブマ ザーファンド	106,509,826	1.5019	159,967,108	1.5086	160,680,723	41.90
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内株式アクティブマ ザーファンド	82,901,721	1.2835	106,404,358	1.2870	106,694,514	27.82
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外株式アクティブマ ザーファンド	25,594,897	2.0096	51,435,505	2.0042	51,297,292	13.38
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマ ザーファンド	14,424,267	2.9773	42,945,370	3.0081	43,389,637	11.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和1年8月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	94.41
合計	94.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日 (平成22年 8月16日)	145,501,615	145,501,615	9,627	9,627
第10計算期間末日 (平成23年 8月15日)	153,825,202	153,825,202	9,382	9,382
第11計算期間末日 (平成24年 8月14日)	168,533,594	168,533,594	9,442	9,442
第12計算期間末日 (平成25年 8月14日)	226,940,159	226,940,159	12,129	12,129
第13計算期間末日 (平成26年 8月14日)	269,690,903	269,690,903	12,991	12,991
第14計算期間末日 (平成27年 8月14日)	320,138,312	320,138,312	15,065	15,065
第15計算期間末日 (平成28年 8月15日)	290,927,508	290,927,508	13,809	13,809
第16計算期間末日 (平成29年 8月14日)	335,494,876	335,494,876	15,083	15,083
第17計算期間末日 (平成30年 8月14日)	381,804,953	381,804,953	15,946	15,946
第18計算期間末日 (令和 1年 8月14日)	381,464,826	381,464,826	15,762	15,762
平成30年 8月末日	389,441,503		16,222	
9月末日	395,811,337		16,540	
10月末日	375,004,592		15,619	
11月末日	390,300,070		15,712	
12月末日	373,844,471		15,028	
平成31年 1月末日	380,048,002		15,425	
2月末日	387,258,625		15,751	
3月末日	390,754,819		15,837	
4月末日	393,360,898		15,995	
令和 1年 5月末日	387,823,712		15,637	
6月末日	394,030,597		15,872	
7月末日	399,407,198		16,019	
8月末日	383,489,010		15,807	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第9計算期間	5.69
第10計算期間	2.54
第11計算期間	0.63
第12計算期間	28.45
第13計算期間	7.10
第14計算期間	15.96
第15計算期間	8.33
第16計算期間	9.22
第17計算期間	5.72
第18計算期間	1.15

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第9計算期間	25,789,677	6,616,231	151,133,790
第10計算期間	24,056,196	11,229,991	163,959,995
第11計算期間	22,310,000	7,779,322	178,490,673
第12計算期間	23,378,535	14,756,391	187,112,817
第13計算期間	38,252,620	17,762,426	207,603,011
第14計算期間	52,174,909	47,268,060	212,509,860
第15計算期間	23,663,739	25,489,255	210,684,344
第16計算期間	29,115,961	17,371,979	222,428,326
第17計算期間	35,253,185	18,241,121	239,440,390
第18計算期間	31,308,654	28,739,803	242,009,241

（参考）

## 三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

## 投資状況

令和1年8月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	日本	6,189,685,900	57.89
特殊債券	日本	199,964,000	1.87
社債券	日本	3,918,189,000	36.65
	スイス	100,272,000	0.94
	小計	4,018,461,000	37.58
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		283,590,820	2.66
純資産総額		10,691,701,720	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位30銘柄

令和1年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	社債券	第28回三菱東京UFJ銀行（劣後特約付）	200,000,000	102.76	205,522,000	101.98	203,962,000	1.560000	2021/1/20	1.91
日本	国債証券	第166回利付国債（20年）	180,000,000	106.00	190,802,100	112.79	203,034,600	0.700000	2038/9/20	1.90
日本	社債券	第3回マラヤン・バンキング（2019）	200,000,000	100.00	200,000,000	100.32	200,650,000	0.270000	2022/5/20	1.88
日本	社債券	第10回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー	200,000,000	100.39	200,788,000	100.31	200,626,000	0.473000	2020/7/9	1.88
日本	社債券	第15回バナソニック	200,000,000	100.24	200,486,000	100.28	200,576,000	0.190000	2021/9/17	1.88
日本	特殊債券	第48回西日本高速道路	200,000,000	100.00	200,002,000	99.98	199,964,000	0.001000	2020/5/25	1.87
日本	社債券	第19回ルノー	200,000,000	99.53	199,060,000	99.80	199,614,000	0.360000	2020/7/6	1.87
日本	国債証券	第58回利付国債（30年）	150,000,000	106.29	159,449,000	118.60	177,906,000	0.800000	2048/3/20	1.66
日本	国債証券	第346回利付国債（10年）	150,000,000	101.88	152,831,600	103.76	155,652,000	0.100000	2027/3/20	1.46
日本	国債証券	第162回利付国債（20年）	140,000,000	105.22	147,309,900	110.72	155,020,600	0.600000	2037/9/20	1.45

日本	国債証券	第146回利付国債 (20年)	120,000,000	122.02	146,428,500	125.82	150,993,600	1.700000	2033/9/20	1.41
日本	国債証券	第400回利付国債 (2年)	150,000,000	100.50	150,757,000	100.65	150,988,500	0.100000	2021/5/1	1.41
日本	国債証券	第141回利付国債 (20年)	110,000,000	121.26	133,386,500	124.84	137,333,900	1.700000	2032/12/20	1.28
日本	国債証券	第354回利付国債 (10年)	130,000,000	101.71	132,226,900	103.87	135,042,700	0.100000	2029/3/20	1.26
日本	国債証券	第344回利付国債 (10年)	130,000,000	101.95	132,535,000	103.47	134,518,800	0.100000	2026/9/20	1.26
日本	国債証券	第99回利付国債 (20年)	110,000,000	119.45	131,395,000	120.83	132,919,600	2.100000	2027/12/20	1.24
日本	国債証券	第149回利付国債 (20年)	100,000,000	119.93	119,934,900	123.84	123,845,000	1.500000	2034/6/20	1.16
日本	国債証券	第60回利付国債 (30年)	100,000,000	110.74	110,748,500	121.72	121,724,000	0.900000	2048/9/20	1.14
日本	国債証券	第158回利付国債 (20年)	110,000,000	103.80	114,187,800	108.98	119,887,900	0.500000	2036/9/20	1.12
日本	国債証券	第54回利付国債 (30年)	100,000,000	106.08	106,081,000	118.13	118,131,000	0.800000	2047/3/20	1.10
日本	国債証券	第125回利付国債 (20年)	90,000,000	125.60	113,045,100	128.36	115,526,700	2.200000	2031/3/20	1.08
日本	国債証券	第36回利付国債 (30年)	80,000,000	133.49	106,793,100	142.99	114,395,200	2.000000	2042/3/20	1.07
日本	国債証券	第5回利付国債(4 0年)	70,000,000	141.34	98,938,900	158.88	111,219,500	2.000000	2052/3/20	1.04
日本	国債証券	第159回利付国債 (20年)	100,000,000	105.09	105,099,600	110.66	110,666,000	0.600000	2036/12/20	1.04
日本	国債証券	第152回利付国債 (20年)	90,000,000	114.77	103,293,000	119.86	107,878,500	1.200000	2035/3/20	1.01
日本	国債証券	第350回利付国債 (10年)	100,000,000	101.74	101,743,400	103.96	103,963,000	0.100000	2028/3/20	0.97
日本	国債証券	第32回利付国債 (30年)	70,000,000	137.64	96,348,800	145.90	102,133,500	2.300000	2040/3/20	0.96
日本	社債券	第17回シティグ ループ	100,000,000	102.78	102,786,000	102.06	102,061,000	2.040000	2020/9/16	0.95
日本	社債券	第3回ソシエテ ジェネラル円貨社債 (2018)	100,000,000	99.40	99,404,000	101.72	101,724,000	0.804000	2023/10/12	0.95
日本	社債券	第1回パークレイ ズ・ピーエルシー期 限前償還条項付	100,000,000	99.56	99,566,000	100.96	100,962,000	1.232000	2024/9/25	0.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年 8月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	57.89
特殊債券	1.87
社債券	37.58
合計	97.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド

## 投資状況

令和1年8月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	8,382,022,590	99.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		74,431,142	0.88
純資産総額		8,456,453,732	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a 評価額上位30銘柄

令和1年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	プロレド・パートナーズ	サービス業	42,700	5,374.31	229,483,338	6,830.00	291,641,000	3.45
日本	株式	第一三共	医薬品	41,100	5,504.49	226,234,539	7,018.00	288,439,800	3.41
日本	株式	ソニー	電気機器	47,100	5,064.90	238,556,790	6,042.00	284,578,200	3.37
日本	株式	日立製作所	電気機器	78,100	3,528.58	275,582,803	3,629.00	283,424,900	3.35
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	39,200	6,680.21	261,864,232	6,960.00	272,832,000	3.23
日本	株式	三菱商事	卸売業	78,400	3,054.94	239,508,012	2,585.00	202,664,000	2.40
日本	株式	富士通	電気機器	23,700	7,582.07	179,695,059	8,203.00	194,411,100	2.30
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	52,400	4,408.36	230,998,103	3,590.00	188,116,000	2.22
日本	株式	スシログローバルホールディングス	小売業	26,800	6,668.91	178,727,004	6,700.00	179,560,000	2.12
日本	株式	三菱地所	不動産業	87,600	1,957.54	171,480,653	2,034.00	178,178,400	2.11
日本	株式	S Gホールディングス	陸運業	60,700	3,033.46	184,131,390	2,843.00	172,570,100	2.04
日本	株式	ウシオ電機	電気機器	123,900	1,313.89	162,791,581	1,363.00	168,875,700	2.00
日本	株式	イビデン	電気機器	80,200	1,536.21	123,204,427	2,063.00	165,452,600	1.96
日本	株式	リコー	電気機器	163,400	1,103.34	180,285,756	983.00	160,622,200	1.90
日本	株式	中部電力	電気・ガス業	97,000	1,582.47	153,499,922	1,566.50	151,950,500	1.80
日本	株式	シャープ	電気機器	133,100	1,178.80	156,898,280	1,096.00	145,877,600	1.73



日本	株式	コシダカホールディングス	サービス業	82,200	1,536.18	126,273,996	1,770.00	145,494,000	1.72
日本	株式	ジャストシステム	情報・通信業	34,900	2,632.62	91,878,438	3,985.00	139,076,500	1.64
日本	株式	丸井グループ	小売業	64,300	2,283.84	146,851,148	2,115.00	135,994,500	1.61
日本	株式	任天堂	その他製品	3,100	33,830.81	104,875,530	40,290.00	124,899,000	1.48
日本	株式	アルペン	小売業	80,000	1,619.90	129,592,639	1,549.00	123,920,000	1.47
日本	株式	カブコン	情報・通信業	44,100	2,403.18	105,980,331	2,767.00	122,024,700	1.44
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	33,800	3,934.14	132,973,932	3,484.00	117,759,200	1.39
日本	株式	セイコーホールディングス	精密機器	52,400	2,211.07	115,860,548	2,229.00	116,799,600	1.38
日本	株式	SBIインシュアランスグループ	保険業	87,900	1,300.03	114,273,381	1,304.00	114,621,600	1.36
日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	58,100	2,021.86	117,470,635	1,834.00	106,555,400	1.26
日本	株式	電通	サービス業	28,900	3,675.81	106,230,912	3,630.00	104,907,000	1.24
日本	株式	鳥貴族	小売業	49,000	1,883.30	92,281,997	2,124.00	104,076,000	1.23
日本	株式	ヤマダ電機	小売業	204,700	526.98	107,873,677	500.00	102,350,000	1.21
日本	株式	ニチレイ	食料品	41,700	2,708.20	112,932,186	2,440.00	101,748,000	1.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年 8月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	鉱業	0.83
	建設業	2.09
	食料品	3.97
	繊維製品	1.62
	パルプ・紙	1.14
	化学	4.70
	医薬品	5.64
	ガラス・土石製品	1.26
	非鉄金属	0.71
	機械	1.15
	電気機器	16.59
	輸送用機器	6.96
	精密機器	1.38
	その他製品	3.25
	電気・ガス業	1.80
	陸運業	4.32
	空運業	0.89
	倉庫・運輸関連業	0.84
	情報・通信業	7.69
卸売業	4.36	

小売業	7.64
銀行業	3.24
証券、商品先物取引業	1.11
保険業	3.68
その他金融業	0.78
不動産業	2.11
サービス業	9.39
小計	99.12
合計	99.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

#### 投資状況

令和 1年 8月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	21,201,406,696	48.87
	イタリア	5,579,535,508	12.86
	スペイン	4,620,310,841	10.65
	イギリス	2,101,585,521	4.84
	メキシコ	1,265,349,946	2.92
	フランス	1,254,786,971	2.89
	ベルギー	1,164,049,130	2.68
	カナダ	916,845,491	2.11
	ノルウェー	839,016,678	1.93
	ドイツ	524,450,062	1.21
	アイルランド	434,688,560	1.00
	ポーランド	236,618,243	0.55
	マレーシア	200,538,437	0.46
	シンガポール	147,469,519	0.34
	スウェーデン	137,725,711	0.32
オランダ	130,927,977	0.30	

	オーストラリア	8,241,933	0.02
	南アフリカ	5,913,755	0.01
	小計	40,769,460,979	93.97
特殊債券	アメリカ	531,820,930	1.23
社債券	フランス	609,826,856	1.41
	アメリカ	445,237,122	1.03
	小計	1,055,063,978	2.43
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,028,618,340	2.37
純資産総額		43,384,964,227	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

令和1年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	2.625 T-NOTE 290215	28,100,000	11,186.09	3,143,293,447	11,683.15	3,282,966,071	2.625000	2029/2/15	7.57
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	26,000,000	10,755.69	2,796,479,969	11,248.16	2,924,522,738	2.750000	2024/2/15	6.74
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250815	26,000,000	10,185.38	2,648,200,818	10,982.01	2,855,323,738	2.000000	2025/8/15	6.58
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260215	25,000,000	9,969.06	2,492,266,859	10,745.80	2,686,451,562	1.625000	2026/2/15	6.19
イタリア	国債証券	4.75 ITALY GOVT 280901	14,000,000	13,998.05	1,959,727,563	15,803.88	2,212,543,840	4.750000	2028/9/1	5.10
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 221031	20,000,000	10,360.68	2,072,137,440	10,826.48	2,165,296,594	2.000000	2022/10/31	4.99
イタリア	国債証券	1.85 ITALY GOVT 240515	16,000,000	11,764.07	1,882,251,740	12,595.85	2,015,336,157	1.850000	2024/5/15	4.65
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 210430	18,000,000	10,564.48	1,901,607,483	10,756.20	1,936,116,491	2.250000	2021/4/30	4.46
スペイン	国債証券	1.95 SPAIN GOVT 260430	14,000,000	12,594.64	1,763,250,174	13,473.43	1,886,280,638	1.950000	2026/4/30	4.35
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 230515	14,000,000	10,211.01	1,429,541,553	10,770.75	1,507,906,094	1.750000	2023/5/15	3.48
スペイン	国債証券	2.35 SPAIN GOVT 330730	7,000,000	12,502.92	875,204,842	14,934.49	1,045,414,511	2.350000	2033/7/30	2.41
アメリカ	国債証券	3.875 T-BOND 400815	7,000,000	11,980.90	838,663,601	14,417.01	1,009,190,897	3.875000	2040/8/15	2.33
ベルギー	国債証券	1.6 BEL GOVT 470622	6,500,000	12,395.56	805,711,508	15,479.01	1,006,135,913	1.600000	2047/6/22	2.32
イギリス	国債証券	4.25 GILT 551207	3,800,000	21,996.32	835,860,221	26,246.84	997,380,033	4.250000	2055/12/7	2.30
カナダ	国債証券	1.5 CAN GOVT 260601	11,200,000	7,847.06	878,870,787	8,186.12	916,845,491	1.500000	2026/6/1	2.11
スペイン	国債証券	5.9 SPAIN GOVT 260730	5,000,000	16,212.94	810,647,145	16,751.51	837,575,593	5.900000	2026/7/30	1.93
アメリカ	国債証券	4.75 T-BOND 410215	5,000,000	13,485.48	674,274,391	16,117.04	805,852,297	4.750000	2041/2/15	1.86
フランス	国債証券	2 O.A.T 480525	4,000,000	12,949.87	517,994,998	17,109.75	684,390,161	2.000000	2048/5/25	1.58
フランス	社債券	2.25 BNP PARIBAS 210113	5,000,000	12,296.92	614,846,069	12,196.53	609,826,856	2.250000	2021/1/13	1.41

メキシコ	国債証券	7.5 MEXICAN BONOS 270603	110,000,000	516.74	568,421,701	544.73	599,211,360	7.500000	2027/6/3	1.38
アメリカ	国債証券	4.5 T-BOND 360215	4,000,000	12,846.72	513,869,112	14,959.29	598,371,737	4.500000	2036/2/15	1.38
フランス	国債証券	1.25 O.A.T 360525	4,000,000	11,752.20	470,088,063	14,259.92	570,396,810	1.250000	2036/5/25	1.31
アメリカ	特殊債券	1.625 BK NEDERLAN 210419	5,000,000	10,334.65	516,732,886	10,636.41	531,820,930	1.625000	2021/4/19	1.23
イギリス	国債証券	0.5 GILT 220722	4,000,000	12,917.13	516,685,321	13,046.09	521,843,680	0.500000	2022/7/22	1.20
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 430215	4,000,000	10,635.18	425,407,506	13,043.84	521,753,806	3.125000	2043/2/15	1.20
イタリア	国債証券	1.75 ITALY GOVT 240701	4,000,000	12,276.45	491,058,198	12,541.06	501,642,545	1.750000	2024/7/1	1.16
メキシコ	国債証券	5.75 MEXICAN BONO 260305	100,000,000	480.21	480,219,113	495.23	495,232,320	5.750000	2026/3/5	1.14
イタリア	国債証券	0.95 ITALY GOVT 230301	4,000,000	11,364.23	454,569,372	12,087.67	483,506,823	0.950000	2023/3/1	1.11
アメリカ	社債券	3.875 COOPERATIEV 220208	4,000,000	10,718.70	428,748,061	11,130.92	445,237,122	3.875000	2022/2/8	1.03
スペイン	国債証券	4.9 SPAIN GOVT 400730	2,000,000	16,998.71	339,974,226	21,414.40	428,288,172	4.900000	2040/7/30	0.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年 8月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	93.97
特殊債券	1.23
社債券	2.43
合計	97.63

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド

#### 投資状況

令和 1年 8月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	2,967,275,777	71.54
	イギリス	168,770,049	4.07

	フランス	148,593,429	3.58
	香港	119,661,345	2.89
	ドイツ	105,931,674	2.55
	オーストラリア	75,738,733	1.83
	スイス	73,634,038	1.78
	フィンランド	64,089,328	1.55
	オランダ	51,586,049	1.24
	ノルウェー	51,229,367	1.24
	ベルギー	37,351,179	0.90
	スペイン	37,036,158	0.89
	スウェーデン	34,973,058	0.84
	デンマーク	24,447,561	0.59
	カナダ	21,824,207	0.53
	イタリア	9,665,509	0.23
	小計	3,991,807,461	96.25
	コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	155,625,781	3.75
	純資産総額	4,147,433,242	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

令和1年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,046	169,744.08	177,552,311	190,180.14	198,928,431	4.80
アメリカ	株式	COSTAR GROUP INC	商業・専門サービス	2,079	36,813.86	76,536,032	65,377.08	135,918,962	3.28
アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	7,908	14,589.27	115,372,014	16,600.30	131,275,234	3.17
アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,156	9,416.38	76,800,052	13,486.35	109,994,693	2.65
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	5,497	14,381.68	79,056,103	19,287.35	106,022,608	2.56
アメリカ	株式	SBA COMMUNICATIONS CORP	不動産	3,783	18,364.34	69,472,336	27,947.87	105,726,827	2.55
アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	各種金融	3,759	17,738.36	66,678,515	27,759.44	104,347,754	2.52
アメリカ	株式	VMWARE INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	7,150	16,882.42	120,709,352	14,449.81	103,316,183	2.49
アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	資本財	2,576	28,704.80	73,943,590	38,780.18	99,897,754	2.41
アメリカ	株式	SEMPRA ENERGY	公益事業	6,348	12,614.44	80,076,499	15,142.87	96,126,941	2.32

アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	6,498	11,287.95	73,349,123	14,704.25	95,548,250	2.30
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	738	110,941.96	81,875,170	126,990.81	93,719,218	2.26
アメリカ	株式	VULCAN MATERIALS CO	素材	6,181	10,607.67	65,566,036	14,964.01	92,492,593	2.23
アメリカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	ソフトウェア・サービス	7,000	9,147.04	64,029,302	11,626.49	81,385,476	1.96
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	6,393	12,118.34	77,472,559	12,511.17	79,983,969	1.93
アメリカ	株式	AUTODESK INC	ソフトウェア・サービス	5,046	13,999.49	70,641,427	15,184.38	76,620,431	1.85
アメリカ	株式	CADENCE DESIGN SYS INC	ソフトウェア・サービス	10,143	4,601.20	46,669,983	7,347.86	74,529,437	1.80
アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	9,071	6,600.51	59,873,316	8,068.60	73,190,301	1.76
アメリカ	株式	DR HORTON INC	耐久消費財・アパレル	13,820	3,779.33	52,230,341	5,245.28	72,489,828	1.75
アメリカ	株式	CITIZENS FINANCIAL GROUP	銀行	19,526	3,221.47	62,902,610	3,565.34	69,616,934	1.68
アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財	5,383	13,495.93	72,648,614	12,537.79	67,490,946	1.63
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,021	17,617.00	53,220,959	22,251.20	67,220,889	1.62
アメリカ	株式	HEICO CORP-CLASS A	資本財	5,568	11,511.90	64,098,309	11,807.47	65,744,041	1.59
アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	1,140	52,358.09	59,688,225	54,098.71	61,672,533	1.49
アメリカ	株式	FORTIVE CORP	資本財	8,110	7,330.83	59,453,076	7,525.65	61,033,081	1.47
オーストラリア	株式	BHP GROUP LTD	素材	22,508	2,319.19	52,200,373	2,541.08	57,194,853	1.38
アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	8,298	5,857.42	48,604,948	6,802.79	56,449,585	1.36
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信サービス	6,699	6,989.09	46,819,974	8,304.94	55,634,824	1.34
香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	12,600	4,190.00	52,794,112	4,345.11	54,748,436	1.32
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	2,184	18,341.99	40,058,914	24,200.48	52,853,864	1.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年 8月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	3.23
	素材	6.00
	資本財	10.18
	商業・専門サービス	3.28
	運輸	0.39
	自動車・自動車部品	1.66
	耐久消費財・アパレル	3.39
	消費者サービス	0.45
	メディア・娯楽	4.66
	小売	7.13

食品・生活必需品小売り	2.18
食品・飲料・タバコ	1.21
家庭用品・パーソナル用品	1.06
ヘルスケア機器・サービス	3.74
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.50
銀行	4.63
各種金融	4.56
保険	3.64
不動産	2.91
ソフトウェア・サービス	17.41
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.65
電気通信サービス	1.85
公益事業	2.97
半導体・半導体製造装置	0.55
小計	96.25
合計	96.25

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

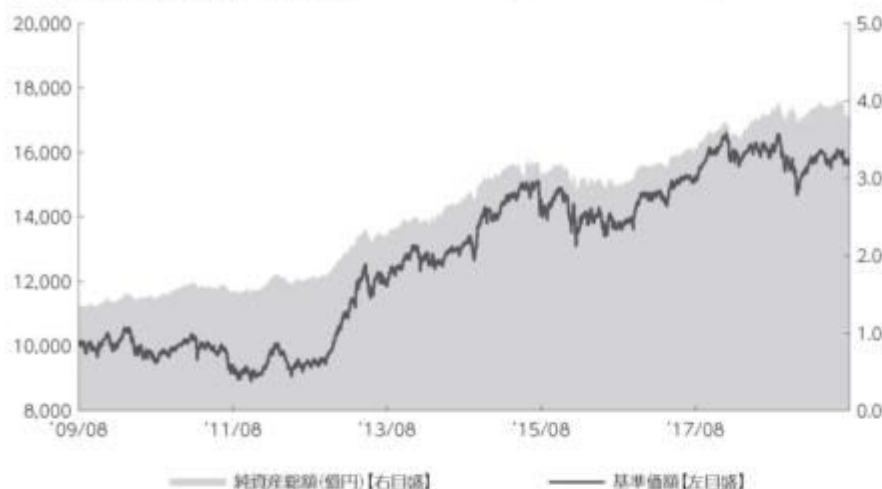
#### 参考情報



## 運用実績

2019年8月30日現在

### ■基準価額・純資産の推移 2009年8月31日～2019年8月30日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	15,807円
純資産総額	3.8億円

### ■分配の推移

2019年8月	0円
2018年8月	0円
2017年8月	0円
2016年8月	0円
2015年8月	0円
2014年8月	0円
設定来累計	0円

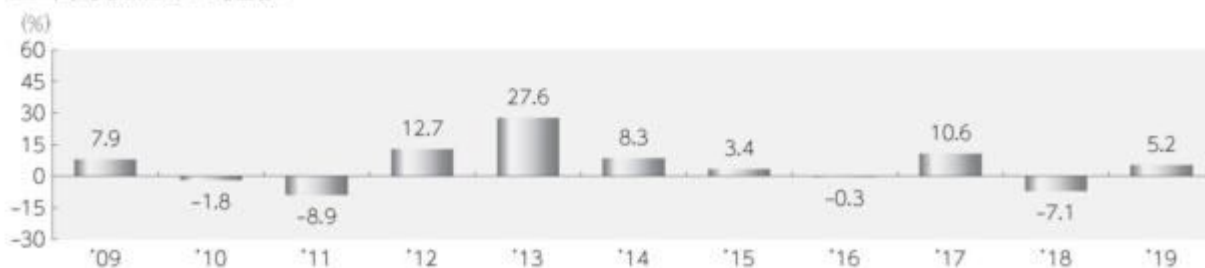
●分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	27.6%	1 円	75.8%	プロレド・パートナーズ	株式	サービス業	日本	1.0%
国内債券	40.8%	2 アメリカドル	15.6%	第一三共	株式	医薬品	日本	0.9%
外国株式	12.9%	3 ユーロ	5.2%	ソニー	株式	電気機器	日本	0.9%
外国債券	11.0%	4 イギリスポンド	1.1%	日立製作所	株式	電気機器	日本	0.9%
		5 香港ドル	0.4%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	0.9%
		6 ノルウェークローネ	0.4%	2,625 T-NOTE 290215	債券	国債	アメリカ	0.9%
		7 メキシコペソ	0.3%	第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	債券	社債	日本	0.8%
コールローン他 (負債控除後)	7.7%	8 カナダドル	0.3%	第166回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.8%
合計	100.0%	9 オーストラリアドル	0.2%	第3回マラヤン・バンキング(2019)	債券	社債	日本	0.8%
		10 スイスフラン	0.2%	第10回ビービーシーイーエスエー	債券	社債	日本	0.8%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

### ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2019年は年初から8月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



## 1【申込（販売）手続等】

### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 申込単位

1円以上1円単位

### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 申込手数料

ありません。

### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取り引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2【換金（解約）手続等】

### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 解約単位

1口単位

### 解約価額

## 解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額  
ありません。

解約価額の算出頻度  
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法  
解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。  
なお、下記においてもご照会いただけます。  
三菱UFJ国際投信株式会社  
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034  
（受付時間：営業日の9:00～17:00）  
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日  
解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間  
解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し  
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。  
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### 基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （資産の評価方法）

##### ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

##### ・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。)

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間: 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限(2001年10月18日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年8月15日から翌年8月14日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

## （５）【その他】

### ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

### 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

### 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

### 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承

継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

### (2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成30年8月15日から令和1年8月14日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【三菱UFJ &lt;DC&gt;ライフ・バランスファンド（安定成長型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [平成30年 8月14日現在]	第18期 [令和 1年 8月14日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,854,389	13,924,773
親投資信託受益証券	379,713,248	368,517,524
未収入金	-	1,970,000
流動資産合計	384,567,637	384,412,297
資産合計	384,567,637	384,412,297
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	3,964	-
未払受託者報酬	157,248	168,002
未払委託者報酬	2,594,456	2,771,927
未払利息	7	9
その他未払費用	7,009	7,533
流動負債合計	2,762,684	2,947,471
負債合計	2,762,684	2,947,471
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	239,440,390	242,009,241
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	142,364,563	139,455,585
（分配準備積立金）	72,696,993	64,696,731
元本等合計	381,804,953	381,464,826
純資産合計	381,804,953	381,464,826
負債純資産合計	384,567,637	384,412,297

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期		第18期	
	自	平成29年 8月15日 至 平成30年 8月14日	自	平成30年 8月15日 至 令和 1年 8月14日
営業収益				
受取利息		26		13
有価証券売買等損益		24,559,174		1,224,199
その他収益		-		602
営業収益合計		24,559,200		1,224,814
営業費用				
支払利息		3,018		9,151
受託者報酬		311,772		334,563
委託者報酬		5,144,122		5,520,086
その他費用		13,902		15,152
営業費用合計		5,472,814		5,878,952
営業利益又は営業損失（ ）		19,086,386		4,654,138
経常利益又は経常損失（ ）		19,086,386		4,654,138
当期純利益又は当期純損失（ ）		19,086,386		4,654,138
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,487,946		646,017
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		113,066,550		142,364,563
剰余金増加額又は欠損金減少額		21,039,916		18,154,151
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		21,039,916		18,154,151
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,340,343		17,055,008
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,340,343		17,055,008
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		142,364,563		139,455,585



## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 [平成30年 8月14日現在]	第18期 [令和 1年 8月14日現在]
1. 期首元本額	222,428,326円	239,440,390円
期中追加設定元本額	35,253,185円	31,308,654円
期中一部解約元本額	18,241,121円	28,739,803円
2. 受益権の総数	239,440,390口	242,009,241口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 平成29年 8月15日 至 平成30年 8月14日			第18期 自 平成30年 8月15日 至 令和 1年 8月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,285,085円	費用控除後の配当等収益額	A	23,889円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,887,295円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	93,813,043円	収益調整金額	C	103,669,446円
分配準備積立金額	D	55,524,613円	分配準備積立金額	D	64,672,842円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	166,510,036円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	168,366,177円
当ファンドの期末残存口数	F	239,440,390口	当ファンドの期末残存口数	F	242,009,241口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,954円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,956円
1万口当たり分配金額	H	円	1万口当たり分配金額	H	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

(金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 平成29年 8月15日 至 平成30年 8月14日	第18期 自 平成30年 8月15日 至 令和 1年 8月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [平成30年 8月14日現在]	第18期 [令和 1年 8月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>

区分	第17期	第18期
	[平成30年 8月14日現在]	[令和 1年 8月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第17期	第18期
	[平成30年 8月14日現在]	[令和 1年 8月14日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	17,660,984	5,036,408
合計	17,660,984	5,036,408

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第17期	第18期
	[平成30年 8月14日現在]	[令和 1年 8月14日現在]
1口当たり純資産額	1.5946円	1.5762円
(1万口当たり純資産額)	(15,946円)	(15,762円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

### (1) 株式

該当事項はありません。

### (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	82,901,721	106,404,358	
	三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	111,680,066	167,732,291	
	三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	25,594,897	51,435,505	
	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	14,424,267	42,945,370	
合計		234,600,951	368,517,524	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

### 三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

#### 貸借対照表

（単位：円）

[ 令和 1年 8月14日現在 ]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	425,828,360
国債証券	6,120,498,800
特殊債券	199,984,000
社債券	4,019,776,000
未収利息	23,977,411
前払費用	1,619,456
流動資産合計	10,791,684,027
資産合計	10,791,684,027
負債の部	

[ 令和 1年 8月14日現在 ]

流動負債	
未払解約金	39,455,672
未払利息	283
その他未払費用	760
流動負債合計	39,456,715
負債合計	39,456,715
純資産の部	
元本等	
元本	7,158,876,046
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,593,351,266
元本等合計	10,752,227,312
純資産合計	10,752,227,312
負債純資産合計	10,791,684,027

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
1. 期首	平成30年 8月15日
期首元本額	5,497,649,630円
期中追加設定元本額	5,065,801,512円
期中一部解約元本額	3,404,575,096円
元本の内訳	
国内債券通貨プラス	1,241,644,363円
国内債券セレクション（ラップ向け）	1,805,057,052円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定型）	115,761,910円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定成長型）	140,893,003円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型	813,661,651円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型	855,622,326円
三菱UFJ ライフプラン 25	380,897,761円
三菱UFJ ライフプラン 50	420,688,902円
三菱UFJ ライフプラン 75	113,648,415円
三菱UFJ ライフプラン 50VA（適格機関投資家限定）	258,211,690円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA（適格機関投資家限定）	45,291,244円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA（適格機関投資家限定）	198,901,472円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	120,368,322円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	48,642,985円

	[令和 1年 8月14日現在]
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	22,513,779円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	38,282,505円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	637,490円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	12,810,110円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	8,115,179円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	82,082,802円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	111,680,066円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	49,527,659円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	45,907,860円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	19,346,648円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	125,711,879円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	82,968,973円
合計	7,158,876,046円
2. 受益権の総数	7,158,876,046口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 8月15日 至 令和 1年 8月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 1年 8月14日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引

区分	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	235,750,100
特殊債券	18,000
社債券	9,428,000
合計	245,160,100

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
1口当たり純資産額	1.5019円
(1万口当たり純資産額)	(15,019円)

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第400回利付国債(2年)	150,000,000	150,927,000	
	第5回利付国債(40年)	70,000,000	109,561,200	
	第7回利付国債(40年)	60,000,000	89,700,600	
	第10回利付国債(40年)	60,000,000	74,425,200	
	第11回利付国債(40年)	50,000,000	60,423,500	
	第12回利付国債(40年)	10,000,000	10,999,700	
	第342回利付国債(10年)	90,000,000	92,608,200	
	第344回利付国債(10年)	130,000,000	134,160,000	
	第345回利付国債(10年)	60,000,000	61,989,000	
	第346回利付国債(10年)	150,000,000	155,083,500	
	第347回利付国債(10年)	60,000,000	62,053,200	
	第350回利付国債(10年)	100,000,000	103,437,000	
	第351回利付国債(10年)	90,000,000	93,060,000	
	第352回利付国債(10年)	50,000,000	51,701,500	
	第354回利付国債(10年)	120,000,000	123,945,600	
	第23回利付国債(30年)	40,000,000	56,703,200	
	第26回利付国債(30年)	60,000,000	84,888,000	
	第27回利付国債(30年)	10,000,000	14,420,200	
	第28回利付国債(30年)	20,000,000	29,000,600	
	第30回利付国債(30年)	30,000,000	42,889,800	
	第31回利付国債(30年)	30,000,000	42,538,200	
	第32回利付国債(30年)	70,000,000	101,279,500	
	第33回利付国債(30年)	50,000,000	69,701,500	
	第34回利付国債(30年)	60,000,000	86,633,400	
	第36回利付国債(30年)	80,000,000	113,334,400	
	第37回利付国債(30年)	40,000,000	56,065,600	
	第38回利付国債(30年)	20,000,000	27,709,400	
	第39回利付国債(30年)	40,000,000	56,506,400	
	第42回利付国債(30年)	40,000,000	55,032,400	
	第44回利付国債(30年)	30,000,000	41,447,700	
	第45回利付国債(30年)	20,000,000	26,691,000	
	第46回利付国債(30年)	50,000,000	66,884,500	
	第48回利付国債(30年)	10,000,000	13,172,500	
第49回利付国債(30年)	40,000,000	52,739,600		



第50回利付国債(30年)	50,000,000	58,237,000	
第53回利付国債(30年)	30,000,000	33,414,600	
第54回利付国債(30年)	100,000,000	116,759,000	
第58回利付国債(30年)	150,000,000	175,528,500	
第60回利付国債(30年)	100,000,000	119,908,000	
第98回利付国債(20年)	70,000,000	83,909,000	
第99回利付国債(20年)	110,000,000	132,434,500	
第100回利付国債(20年)	80,000,000	97,385,600	
第103回利付国債(20年)	60,000,000	73,874,400	
第105回利付国債(20年)	50,000,000	60,911,000	
第108回利付国債(20年)	20,000,000	24,081,200	
第110回利付国債(20年)	60,000,000	73,643,400	
第111回利付国債(20年)	70,000,000	86,961,700	
第113回利付国債(20年)	50,000,000	61,852,500	
第114回利付国債(20年)	50,000,000	62,086,000	
第116回利付国債(20年)	70,000,000	87,993,500	
第118回利付国債(20年)	60,000,000	74,428,200	
第121回利付国債(20年)	30,000,000	37,003,800	
第123回利付国債(20年)	40,000,000	50,418,800	
第125回利付国債(20年)	90,000,000	114,888,600	
第128回利付国債(20年)	40,000,000	49,829,600	
第130回利付国債(20年)	50,000,000	61,861,500	
第132回利付国債(20年)	50,000,000	61,405,500	
第136回利付国債(20年)	30,000,000	36,575,100	
第137回利付国債(20年)	40,000,000	49,402,000	
第140回利付国債(20年)	30,000,000	37,167,000	
第141回利付国債(20年)	110,000,000	136,601,300	
第143回利付国債(20年)	60,000,000	73,904,400	
第145回利付国債(20年)	80,000,000	99,868,000	
第146回利付国債(20年)	120,000,000	150,136,800	
第147回利付国債(20年)	80,000,000	99,219,200	
第148回利付国債(20年)	50,000,000	61,393,500	
第149回利付国債(20年)	100,000,000	123,092,000	
第150回利付国債(20年)	60,000,000	73,068,600	
第152回利付国債(20年)	90,000,000	107,260,200	
第153回利付国債(20年)	30,000,000	36,266,100	
第154回利付国債(20年)	60,000,000	71,706,000	
第155回利付国債(20年)	80,000,000	93,077,600	
第158回利付国債(20年)	110,000,000	118,996,900	
第159回利付国債(20年)	100,000,000	109,837,000	
第160回利付国債(20年)	40,000,000	44,651,200	
第162回利付国債(20年)	140,000,000	153,948,200	

	第164回利付国債(20年)	30,000,000	32,427,300	
	第166回利付国債(20年)	180,000,000	201,371,400	
国債証券 合計		5,090,000,000	6,120,498,800	
特殊債券	第48回西日本高速道路	200,000,000	199,984,000	
特殊債券 合計		200,000,000	199,984,000	
社債券	第23回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	100,329,000	
	第10回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー	200,000,000	200,670,000	
	第3回香港上海銀行	100,000,000	100,253,000	
	第3回マラヤン・バンキング(2019)	200,000,000	200,670,000	
	第2回スタンダード・チャータード・ピーエルシー	100,000,000	100,179,000	
	第1回パークレイズ・ピーエルシー期限前償還条項付	100,000,000	100,946,000	
	第17回シティグループ	100,000,000	102,154,000	
	第19回ルノー	200,000,000	199,608,000	
	第3回ソシエテ ジェネラル円貨社債(2018)	100,000,000	101,716,000	
	UBS GROUP FUNDING(SWITZERLAND)	100,000,000	100,272,000	
	第5回ヤフー	100,000,000	100,407,000	
	第50回日本電気	100,000,000	100,594,000	
	第15回パナソニック	200,000,000	200,734,000	
	第1回日本生命2017基金	100,000,000	100,127,000	
	第4回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	100,000,000	100,550,000	
	第1回明治安田生命2018基金	100,000,000	99,946,000	
	第1回日本生命2019基金	100,000,000	99,931,000	
	第1回明治安田生命2019基金	100,000,000	99,931,000	
	第13回三井住友トラスト・ホールディングス期限前償還条項付	100,000,000	100,680,000	
	第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	200,000,000	204,024,000	
	第18回みずほフィナンシャルグループ期限前償還条項付	100,000,000	100,000,000	
	第23回東京センチュリーリース	100,000,000	100,558,000	
	第3回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	100,193,000	
	第5回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	100,317,000	
	第75回アコム	100,000,000	100,411,000	
	第19回大和証券グループ本社	100,000,000	100,162,000	
	第1回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,450,000	
	第49回野村ホールディングス	100,000,000	100,325,000	
	第534回東京電力	100,000,000	100,381,000	
	第521回関西電力	100,000,000	100,447,000	
	第527回関西電力	100,000,000	100,580,000	
	第2回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,879,000	
	第12回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,555,000	
	第16回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,266,000	

	第27回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,531,000	
社債券 合計		4,000,000,000	4,019,776,000	
	合計	9,290,000,000	10,340,258,800	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

[ 令和 1年 8月14日現在 ]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	87,835,231
株式	8,221,798,650
未収入金	206,829,804
未収配当金	4,029,900
流動資産合計	8,520,493,585
資産合計	8,520,493,585
負債の部	
流動負債	
未払金	183,272,287
未払解約金	16,000,849
未払利息	58
その他未払費用	161
流動負債合計	199,273,355
負債合計	199,273,355
純資産の部	
元本等	
元本	6,483,301,174
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,837,919,056
元本等合計	8,321,220,230
純資産合計	8,321,220,230
負債純資産合計	8,520,493,585

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

## （貸借対照表に関する注記）

	[令和 1年 8月14日現在]
1. 期首	平成30年 8月15日
期首元本額	6,157,602,489円
期中追加設定元本額	3,951,223,396円
期中一部解約元本額	3,625,524,711円
元本の内訳	
三菱UFJ 日本株式オープン	1,073,897,879円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型	688,755,205円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型	1,799,098,658円
三菱UFJ ライフプラン 25	130,752,174円
三菱UFJ ライフプラン 50	471,264,295円
三菱UFJ ライフプラン 75	480,935,947円
三菱UFJ 日本株式オープンVA（適格機関投資家限定）	421,139,493円
三菱UFJ ライフプラン 50VA（適格機関投資家限定）	289,319,706円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA（適格機関投資家限定）	41,967,077円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA（適格機関投資家限定）	552,776,807円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	42,717,645円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	36,110,038円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	25,496,908円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	58,558,006円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	290,419円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	4,889,123円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	6,273,528円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	29,120,861円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	82,901,721円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	56,110,195円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	70,231,568円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	8,617,660円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	47,923,644円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	64,152,617円
合計	6,483,301,174円
2. 受益権の総数	6,483,301,174口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 8月15日 至 令和 1年 8月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### （有価証券に関する注記）

#### 売買目的有価証券

種類	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	127,931,977
合計	127,931,977

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

### （デリバティブ取引に関する注記）

#### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
1口当たり純資産額	1.2835円
(1万口当たり純資産額)	(12,835円)

#### 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表 (1) 株式

（単位：円）

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1605	国際石油開発帝石	76,400	919.80	70,272,720	
1883	前田道路	19,900	2,302.00	45,809,800	
1951	協和エクシオ	26,700	2,377.00	63,465,900	
1963	日揮	43,100	1,238.00	53,357,800	
2270	雪印メグミルク	31,700	2,455.00	77,823,500	
2579	コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールデ	16,200	2,271.00	36,790,200	
2871	ニチレイ	41,700	2,369.00	98,787,300	
2875	東洋水産	22,600	4,370.00	98,762,000	
3402	東レ	98,200	779.60	76,556,720	
8114	デサント	48,200	1,502.00	72,396,400	
3864	三菱製紙	211,800	530.00	112,254,000	
4004	昭和電工	21,600	2,775.00	59,940,000	
4063	信越化学工業	8,300	10,730.00	89,059,000	
4114	日本触媒	18,800	6,040.00	113,552,000	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	27,300	2,590.00	70,707,000	
4985	アース製薬	14,200	4,960.00	70,432,000	
4502	武田薬品工業	52,400	3,641.00	190,788,400	

4508	田辺三菱製薬	55,100	1,158.00	63,805,800	
4568	第一三共	41,100	7,167.00	294,563,700	
5334	日本特殊陶業	58,100	1,890.00	109,809,000	
5801	古河電気工業	26,000	2,365.00	61,490,000	
6301	小松製作所	22,000	2,308.00	50,776,000	
7013	I H I	23,100	2,003.00	46,269,300	
4062	イビデン	80,200	2,105.00	168,821,000	
6501	日立製作所	78,100	3,712.00	289,907,200	
6702	富士通	23,700	8,399.00	199,056,300	
6753	シャープ	133,100	1,127.00	150,003,700	
6758	ソニー	48,400	5,915.00	286,286,000	
6925	ウシオ電機	108,500	1,332.00	144,522,000	
7752	リコー	163,400	919.00	150,164,600	
7102	日本車輛製造	26,900	2,362.00	63,537,800	
7105	三菱ロジスネクスト	72,900	1,018.00	74,212,200	
7203	トヨタ自動車	42,800	6,853.00	293,308,400	
7205	日野自動車	101,200	820.00	82,984,000	
7259	アイシン精機	21,100	3,040.00	64,144,000	
8050	セイコーホールディングス	30,000	2,317.00	69,510,000	
7823	アートネイチャー	137,700	626.00	86,200,200	
7974	任天堂	3,100	40,070.00	124,217,000	
9502	中部電力	64,400	1,519.00	97,823,600	
9007	小田急電鉄	40,800	2,477.00	101,061,600	
9065	山九	17,500	5,510.00	96,425,000	
9143	S Gホールディングス	56,400	2,737.00	154,366,800	
9201	日本航空	22,600	3,294.00	74,444,400	
9303	住友倉庫	50,500	1,355.00	68,427,500	
3626	T I S	15,800	6,030.00	95,274,000	
3688	C A R T A H O L D I N G S	50,100	1,006.00	50,400,600	
4686	ジャストシステム	34,900	4,320.00	150,768,000	
8056	日本ユニシス	23,600	3,335.00	78,706,000	
9422	コネクシオ	53,100	1,415.00	75,136,500	
9434	ソフトバンク	63,900	1,497.00	95,658,300	
9697	カプコン	38,300	2,804.00	107,393,200	
9984	ソフトバンクグループ	29,500	4,964.00	146,438,000	
2767	フィールズ	76,200	497.00	37,871,400	
8002	丸紅	117,800	656.50	77,335,700	
8058	三菱商事	78,400	2,646.50	207,485,600	
3028	アルペン	80,000	1,544.00	123,520,000	
3193	鳥貴族	47,100	2,209.00	104,043,900	
3563	スシローグローバルホールディングス	26,800	6,350.00	170,180,000	
7606	ユナイテッドアローズ	6,600	3,040.00	20,064,000	

8252	丸井グループ	64,300	2,052.00	131,943,600	
9831	ヤマダ電機	204,700	473.00	96,823,100	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	187,400	504.50	94,543,300	
8308	りそなホールディングス	145,300	416.70	60,546,510	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	33,800	3,512.00	118,705,600	
8473	SBIホールディングス	44,300	2,252.00	99,763,600	
7323	アイベツ損害保険	18,400	3,295.00	60,628,000	
7326	SBIインシュアランスグループ	87,900	1,257.00	110,490,300	
8729	ソニーフィナンシャルホールディングス	29,600	2,435.00	72,076,000	
8766	東京海上ホールディングス	12,800	5,725.00	73,280,000	
8439	東京センチュリー	15,500	4,180.00	64,790,000	
8802	三菱地所	87,600	1,975.00	173,010,000	
2148	アイティメディア	89,000	763.00	67,907,000	
2157	コシダカホールディングス	91,700	1,678.00	153,872,600	
2432	ディー・エヌ・エー	42,900	2,070.00	88,803,000	
7034	プロレド・パートナーズ	42,700	6,640.00	283,528,000	
9616	共立メンテナンス	14,900	4,290.00	63,921,000	
	合計	4,282,700		8,221,798,650	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[ 令和 1年 8月14日現在 ]

資産の部	
流動資産	
預金	275,461,185
コール・ローン	240,363,730
国債証券	40,356,177,573
特殊債券	530,267,746
社債券	1,059,851,095



[ 令和 1年 8月14日現在 ]

未収入金	228,346,515
未収利息	279,363,064
前払費用	80,505,577
流動資産合計	43,050,336,485
資産合計	43,050,336,485
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,581,548
未払解約金	33,057,014
未払利息	160
その他未払費用	793
流動負債合計	38,639,515
負債合計	38,639,515
純資産の部	
元本等	
元本	14,446,490,782
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	28,565,206,188
元本等合計	43,011,696,970
純資産合計	43,011,696,970
負債純資産合計	43,050,336,485

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
1. 期首	平成30年 8月15日
期首元本額	14,546,972,091円
期中追加設定元本額	2,344,606,540円
期中一部解約元本額	2,445,087,849円
元本の内訳	
三菱UFJ バランスインカムオープン（毎月決算型）	4,215,251,375円
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	489,452,098円
三菱UFJ ライフプラン 25	23,173,907円
三菱UFJ ライフプラン 50	45,510,447円
三菱UFJ ライフプラン 75	9,476,743円
三菱UFJ 海外債券オープン	3,989,395,119円

	[令和 1年 8月14日現在]
三菱UFJ 海外債券オープン（3ヵ月決算型）	3,723,467,150円
三菱UFJ ライフプラン 50VA（適格機関投資家限定）	27,933,604円
三菱UFJ 海外債券オープンVA（適格機関投資家限定）	80,168,105円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA（適格機関投資家限定）	90,318,063円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA（適格機関投資家限定）	396,371,671円
三菱UFJ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定）	1,266,494,656円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	11,598,772円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	6,280,741円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	3,759,640円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	4,186,190円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	79,090円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	1,252,759円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	1,070,942円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	7,904,007円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	14,424,267円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	8,276,578円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	5,021,344円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	2,340,447円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	12,320,380円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	10,962,687円
合計	14,446,490,782円
2. 受益権の総数	14,446,490,782口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 8月15日 至 令和 1年 8月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

区分	自 平成30年 8月15日 至 令和 1年 8月14日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	2,764,864,741
特殊債券	13,971,700
社債券	10,033,467
合計	2,788,869,908

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

#### 通貨関連

[ 令和 1年 8月14日現在 ]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 南アフリカランド	231,313,633		236,895,181	5,581,548
合計		231,313,633		236,895,181	5,581,548

## （注）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。  
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。  
（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。  
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
1口当たり純資産額	2.9773円
(1万口当たり純資産額)	(29,773円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	1.625 T-NOTE 260215	25,000,000.00	25,021,484.37	
		1.75 T-NOTE 230515	14,000,000.00	14,082,031.25	

		2 T-NOTE 221031	20,000,000.00	20,245,312.50	
		2 T-NOTE 250815	26,000,000.00	26,599,218.75	
		2.25 T-NOTE 210430	18,000,000.00	18,163,828.11	
		2.625 T-NOTE 290215	28,100,000.00	30,443,496.06	
		2.75 T-NOTE 240215	26,000,000.00	27,320,312.50	
		2.875 T-BOND 490515	2,000,000.00	2,328,750.00	
		3 T-BOND 451115	2,000,000.00	2,360,937.50	
		3.125 T-BOND 430215	4,000,000.00	4,778,750.00	
		3.125 T-BOND 440815	3,000,000.00	3,597,656.25	
		3.875 T-BOND 400815	7,000,000.00	9,270,625.00	
		4.5 T-BOND 360215	4,000,000.00	5,519,375.00	
		4.75 T-BOND 410215	5,000,000.00	7,408,203.12	
		国債証券 小計	184,100,000.00	197,139,980.41 (20,969,779,716)	
	特殊債券	1.625 BK NEDERLAN 210419	5,000,000.00	4,985,125.00	
	特殊債券 小計		5,000,000.00	4,985,125.00 (530,267,746)	
	社債券	3.875 COOPERATIEV 220208	4,000,000.00	4,168,914.76	
	社債券 小計		4,000,000.00	4,168,914.76 (443,447,463)	
アメリカドル合計			193,100,000.00	206,294,020.17 (21,943,494,925)	
カナダドル	国債証券	1.5 CAN GOVT 260601	11,200,000.00	11,394,544.00	
カナダドル合計			11,200,000.00	11,394,544.00 (916,918,955)	
オーストラリアドル	国債証券	4.75 AUST GOVT 270421	100,000.00	129,006.83	
オーストラリアドル合計			100,000.00	129,006.83 (9,322,033)	
イギリスポンド	国債証券	0.5 GILT 220722	4,000,000.00	4,018,802.80	
		4.25 GILT 320607	1,000,000.00	1,435,322.00	
		4.25 GILT 551207	3,800,000.00	7,379,524.00	
		6 GILT 281207	2,000,000.00	3,011,600.00	
イギリスポンド合計			10,800,000.00	15,845,248.80 (2,031,836,253)	
シンガポールドル	国債証券	3.5 SINGAPOREGOVT 270301	1,600,000.00	1,813,600.00	
シンガポールドル合計			1,600,000.00	1,813,600.00 (139,338,888)	
マレーシアリンギット	国債証券	3.882 MALAYSIAGOV 220310	3,000,000.00	3,051,592.50	
		3.9 MALAYSIAGOV 261130	3,000,000.00	3,087,438.30	
		4.935 MALAYSIAGOV 430930	1,500,000.00	1,703,850.45	

マレーシアリングット合計			7,500,000.00	7,842,881.25 (199,209,183)
スウェーデンクローネ	国債証券	1 SWD GOVT 261112	4,000,000.00	4,440,784.00
		1.5 SWD GOVT 231113	4,000,000.00	4,375,830.80
		3.5 SWD GOVT 390330	1,000,000.00	1,646,270.00
		5 SWD GOVT 201201	2,000,000.00	2,147,500.00
スウェーデンクローネ合計			11,000,000.00	12,610,384.80 (140,605,790)
ノルウェークローネ	国債証券	1.75 NORWE GOVT 250313	19,000,000.00	19,700,036.00
		1.75 NORWE GOVT 290906	7,000,000.00	7,404,460.00
		2 NORWE GOVT 230524	20,000,000.00	20,666,640.00
		3.75 NORWE GOVT 210525	23,000,000.00	24,048,800.00
ノルウェークローネ合計			69,000,000.00	71,819,936.00 (860,402,833)
メキシコペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	10,000,000.00	11,279,964.00
		5.75 MEXICAN BONO 260305	100,000,000.00	92,622,000.00
		6.5 MEXICAN BONOS 220609	10,000,000.00	9,836,600.00
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	110,000,000.00	112,159,300.00
		8.5 MEXICAN BONOS 381118	10,000,000.00	10,983,800.00
メキシコペソ合計			240,000,000.00	236,881,664.00 (1,300,480,335)
ポーランドズロチ	国債証券	3.25 POLAND 250725	4,500,000.00	4,876,245.00
		5.75 POLAND 220923	3,500,000.00	3,934,738.50
ポーランドズロチ合計			8,000,000.00	8,810,983.50 (241,773,387)
南アフリカランド	国債証券	7 SOUTH AFRICA 310228	1,000,000.00	836,440.00
南アフリカランド合計			1,000,000.00	836,440.00 (5,880,173)
ユーロ	国債証券	0 SCHATS 200612	3,000,000.00	3,019,641.00
		0.75 NETH GOVT 270715	1,000,000.00	1,110,064.00
		0.95 ITALY GOVT 230301	4,000,000.00	4,034,776.00
		1 IRISH GOVT 260515	1,000,000.00	1,088,727.00
		1.25 BUND 480815	1,000,000.00	1,412,163.00
		1.25 O.A.T 360525	4,000,000.00	4,766,864.00
		1.6 BEL GOVT 470622	6,500,000.00	8,364,525.00
		1.75 ITALY GOVT 240701	4,000,000.00	4,147,184.80
		1.85 ITALY GOVT 240515	16,000,000.00	16,693,382.40
		1.95 SPAIN GOVT 260430	14,000,000.00	15,939,351.40
		2 IRISH GOVT 450218	1,000,000.00	1,323,339.00
		2 O.A.T 480525	4,000,000.00	5,647,112.00
		2.35 SPAIN GOVT 330730	7,000,000.00	8,768,879.00
		2.4 IRISH GOVT 300515	1,000,000.00	1,253,634.00

	2.7 SPAIN GOVT 481031	2,500,000.00	3,492,649.75	
	4.5 BEL GOVT 260328	1,000,000.00	1,340,630.00	
	4.75 ITALY GOVT 280901	14,000,000.00	17,979,416.00	
	4.9 SPAIN GOVT 400730	2,000,000.00	3,581,310.00	
	5 ITALY GOVT 400901	2,000,000.00	2,839,412.00	
	5.9 SPAIN GOVT 260730	5,000,000.00	7,089,025.00	
	国債証券 小計	94,000,000.00	113,892,085.35 (13,540,630,027)	
	社債券 2.25 BNP PARIBAS 210113	5,000,000.00	5,184,655.00	
	社債券 小計	5,000,000.00	5,184,655.00 (616,403,632)	
ユーロ合計		99,000,000.00	119,076,740.35 (14,157,033,659)	
	合計		41,946,296,414 (41,946,296,414)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率	
アメリカドル	国債証券	14銘柄	95.56%	49.99%
	特殊債券	1銘柄	2.42%	1.26%
	社債券	1銘柄	2.02%	1.06%
カナダドル	国債証券	1銘柄	100.00%	2.19%
オーストラリアドル	国債証券	1銘柄	100.00%	0.02%
イギリスポンド	国債証券	4銘柄	100.00%	4.84%
シンガポールドル	国債証券	1銘柄	100.00%	0.33%
マレーシアリングgit	国債証券	3銘柄	100.00%	0.47%
スウェーデンクローネ	国債証券	4銘柄	100.00%	0.34%
ノルウェークローネ	国債証券	4銘柄	100.00%	2.05%
メキシコペソ	国債証券	5銘柄	100.00%	3.10%
ポーランドズロチ	国債証券	2銘柄	100.00%	0.58%
南アフリカランド	国債証券	1銘柄	100.00%	0.01%
ユーロ	国債証券	20銘柄	95.65%	32.28%
	社債券	1銘柄	4.35%	1.47%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

## 三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）	
[ 令和 1年 8月14日現在 ]	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	50,065,524
コール・ローン	35,592,542
株式	4,001,651,233
未収配当金	3,317,933
流動資産合計	4,090,627,232
資産合計	4,090,627,232
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	3,481,267
未払利息	23
その他未払費用	147
流動負債合計	3,481,437
負債合計	3,481,437
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	2,033,838,585
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,053,307,210
元本等合計	4,087,145,795
純資産合計	4,087,145,795
負債純資産合計	4,090,627,232

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）



	[令和 1年 8月14日現在]
1. 期首	平成30年 8月15日
期首元本額	2,221,222,267円
期中追加設定元本額	993,420,657円
期中一部解約元本額	1,180,804,339円
元本の内訳	
三菱UFJ ライフプラン 25	61,506,239円
三菱UFJ ライフプラン 50	210,627,482円
三菱UFJ ライフプラン 75	210,892,161円
三菱UFJ 海外株式オープン	438,627,657円
三菱UFJ 海外株式オープンVA（適格機関投資家限定）	428,767,839円
三菱UFJ ライフプラン 50VA（適格機関投資家限定）	129,280,199円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA（適格機関投資家限定）	26,598,631円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA（適格機関投資家限定）	348,718,004円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	12,853,499円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	11,143,587円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	9,175,836円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	23,275,674円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2020	88,065円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	1,387,608円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	1,969,377円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	8,769,295円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	25,594,897円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	20,193,821円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	27,926,943円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2020	2,596,163円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	13,665,299円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	20,180,309円
合計	2,033,838,585円
2. 受益権の総数	2,033,838,585口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 8月15日 至 令和 1年 8月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 平成30年 8月15日 至 令和 1年 8月14日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ) に記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 ( 3 ) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品 ( コールローン等 ) は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### ( 有価証券に関する注記 )

#### 売買目的有価証券

種類	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額 ( 円 )
株式	568,508,220
合計	568,508,220

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）  
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[ 令和 1年 8月14日現在 ]
1口当たり純資産額	2.0096円
(1万口当たり純資産額)	(20,096円)

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	CHEVRON CORP	6,393	122.39	782,439.27	
	MARATHON PETROLEUM CORP	2,200	47.15	103,730.00	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	810	525.85	425,938.50	
	VULCAN MATERIALS CO	6,181	140.69	869,604.89	
	CATERPILLAR INC	5,383	119.01	640,630.83	
	FORTIVE CORP	8,110	70.01	567,781.10	
	HEICO CORP-CLASS A	3,818	109.55	418,261.90	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	2,576	358.40	923,238.40	
	COSTAR GROUP INC	2,079	626.50	1,302,493.50	
	AUTOLIV INC	1,290	67.99	87,707.10	
	DR HORTON INC	13,820	47.96	662,807.20	
	ALPHABET INC-CL C	738	1,197.27	883,585.26	
	AMAZON.COM INC	1,046	1,824.34	1,908,259.64	
	HOME DEPOT INC	2,184	208.33	454,992.72	
	ULTA BEAUTY INC	1,171	341.20	399,545.20	

	COSTCO WHOLESALE CORP	1,639	276.26	452,790.14
	SYSCO CORP	4,867	73.36	357,043.12
	ABIOMED INC	855	197.15	168,563.25
	ALIGN TECHNOLOGY INC	1,452	182.00	264,264.00
	CENTENE CORP	9,766	49.73	485,663.18
	INTUITIVE SURGICAL INC	1,140	518.00	590,520.00
	ABBVIE INC	6,481	65.01	421,329.81
	ZOETIS INC	8,156	124.70	1,017,053.20
	CITIGROUP INC	8,298	64.83	537,959.34
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	19,526	33.13	646,896.38
	COMERICA INC	5,521	61.88	341,639.48
	S&P GLOBAL INC	3,759	258.37	971,212.83
	SCHWAB (CHARLES) CORP	10,374	37.68	390,892.32
	PROGRESSIVE CORP	9,071	79.46	720,781.66
	SBA COMMUNICATIONS CORP	3,783	259.77	982,709.91
	AUTODESK INC	5,810	151.81	882,016.10
	CADENCE DESIGN SYS INC	10,143	70.97	719,848.71
	MICROSOFT CORP	6,498	138.60	900,622.80
	PAYPAL HOLDINGS INC	7,000	106.04	742,280.00
	SALESFORCE.COM INC	7,908	143.88	1,137,803.04
	VISA INC-CLASS A SHARES	5,497	178.61	981,819.17
	VMWARE INC-CLASS A	7,150	158.00	1,129,700.00
	APPLE INC	3,021	208.97	631,298.37
	T-MOBILE US INC	6,699	77.62	519,976.38
	SEMPRA ENERGY	6,348	137.35	871,897.80
	TEXAS INSTRUMENTS INC	5,351	123.34	659,992.34
	アメリカドル 小計	223,912		27,957,588.84 (2,973,848,724)
カナダドル	MANULIFE FINANCIAL CORP	12,400	22.37	277,388.00
	カナダドル 小計	12,400		277,388.00 (22,321,412)
オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	22,508	37.01	833,021.08
	JB HI-FI LTD	1,545	30.99	47,879.55
	オーストラリアドル 小計	24,053		880,900.63 (63,653,879)
イギリスポンド	ANTOFAGASTA PLC	24,220	8.44	204,610.56
	ASHTED GROUP PLC	6,935	21.70	150,489.50
	BAE SYSTEMS PLC	22,119	5.55	122,848.92
	HOWDEN JOINERY GROUP PLC	17,789	5.30	94,317.27
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	29,189	4.44	129,715.91
	PERSIMMON PLC	1,497	19.07	28,547.79
	ITV PLC	53,354	1.07	57,302.19

	GLAXOSMITHKLINE PLC	13,428	16.84	226,127.52	
	3I GROUP PLC	16,332	10.86	177,365.52	
	CENTRICA PLC	150,163	0.65	98,146.53	
	イギリスポンド 小計	335,026		1,289,471.71 (165,348,957)	
スイスフラン	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	1,108	274.30	303,924.40	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	233	784.80	182,858.40	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	5,054	38.48	194,477.92	
	スイスフラン 小計	6,395		681,260.72 (74,277,856)	
香港ドル	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	45,000	42.80	1,926,000.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	12,600	334.00	4,208,400.00	
	AIA GROUP LTD	36,400	73.40	2,671,760.00	
	香港ドル 小計	94,000		8,806,160.00 (119,411,529)	
スウェーデンクローネ	SANDVIK AB	9,642	136.45	1,315,650.90	
	SWEDISH MATCH AB	4,887	370.20	1,809,167.40	
	スウェーデンクローネ 小計	14,529		3,124,818.30 (34,841,724)	
ノルウェークローネ	MOWI ASA	11,430	230.40	2,633,472.00	
	TELENOR ASA	9,725	181.95	1,769,463.75	
	ノルウェークローネ 小計	21,155		4,402,935.75 (52,747,170)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	4,366	345.90	1,510,199.40	
	デンマーククローネ 小計	4,366		1,510,199.40 (24,057,476)	
ユーロ	NESTE OYJ	12,608	30.78	388,074.24	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	6,613	34.06	225,238.78	
	THALES SA	3,179	101.60	322,986.40	
	FERRARI NV	1,692	143.60	242,971.20	
	SCHAEFFLER AG - PEF	10,906	6.22	67,922.56	
	ADIDAS AG	1,097	261.75	287,139.75	
	HERMES INTERNATIONAL	285	615.80	175,503.00	
	MONCLER SPA	2,421	35.07	84,904.47	
	VIVENDI	12,271	25.38	311,437.98	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	3,154	26.24	82,760.96	
	BEIERSDORF AG	1,854	107.95	200,139.30	
	L'OREAL	647	233.50	151,074.50	
	GALAPAGOS NV	1,526	156.45	238,742.70	
	CAIXABANK SA	14,254	2.08	29,648.32	
	CREDIT AGRICOLE SA	16,514	10.13	167,286.82	
	KBC GROUP NV	1,638	52.22	85,536.36	

ALLIANZ SE-REG	776	201.30	156,208.80
VONOVIA SE	2,935	43.90	128,846.50
DASSAULT SYSTEMES SA	898	130.05	116,784.90
NOKIA OYJ	40,739	4.77	194,569.46
E.ON SE	13,891	8.31	115,503.66
ASM INTERNATIONAL NV	2,570	73.76	189,563.20
ユーロ 小計	152,468		3,962,843.86 (471,142,506)
合 計	888,304		4,001,651,233 (4,001,651,233)

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 41銘柄	100.00%	74.32%
カナダドル	株式 1銘柄	100.00%	0.56%
オーストラリアドル	株式 2銘柄	100.00%	1.59%
イギリスポンド	株式 10銘柄	100.00%	4.13%
スイスフラン	株式 3銘柄	100.00%	1.86%
香港ドル	株式 3銘柄	100.00%	2.98%
スウェーデンクローネ	株式 2銘柄	100.00%	0.87%
ノルウェークローネ	株式 2銘柄	100.00%	1.32%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	100.00%	0.60%
ユーロ	株式 22銘柄	100.00%	11.77%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【三菱UFJ &lt;DC&gt;ライフ・バランスファンド(安定成長型)】

## 【純資産額計算書】

令和1年8月30日現在

(単位:円)

資産総額	384,002,202
負債総額	513,192
純資産総額( - )	383,489,010
発行済口数	242,610,301口
1口当たり純資産価額( / )	1.5807
(10,000口当たり)	(15,807)

(参考)

## 三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

## 純資産額計算書

令和1年8月30日現在

(単位:円)

資産総額	10,845,464,370
負債総額	153,762,650
純資産総額( - )	10,691,701,720
発行済口数	7,087,330,130口
1口当たり純資産価額( / )	1.5086
(10,000口当たり)	(15,086)

## 三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド

## 純資産額計算書

令和1年8月30日現在

(単位:円)

資産総額	8,645,116,727
負債総額	188,662,995
純資産総額( - )	8,456,453,732
発行済口数	6,570,623,108口

1口当たり純資産価額（ / ）	1.2870
（10,000口当たり）	（12,870）

## 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

## 純資産額計算書

令和 1年 8月30日現在

（単位：円）

資産総額	43,409,256,308
負債総額	24,292,081
純資産総額（ - ）	43,384,964,227
発行済口数	14,422,929,482口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.0081
（10,000口当たり）	（30,081）

## 三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド

## 純資産額計算書

令和 1年 8月30日現在

（単位：円）

資産総額	4,147,781,704
負債総額	348,462
純資産総額（ - ）	4,147,433,242
発行済口数	2,069,393,353口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.0042
（10,000口当たり）	（20,042）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## （1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定められ、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## （2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。



（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額等

2019年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2019年8月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	884	13,020,564
追加型公社債投資信託	16	1,131,274
単位型株式投資信託	70	342,703
単位型公社債投資信託	3	15,973
合計	973	14,510,514

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」「(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)		第34期 (平成31年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	54,140,307	2	53,969,686
有価証券		19,967		1,403,513
前払費用		362,886		514,587
未収入金		2,109		2,284
未収委託者報酬		9,770,529		9,995,458
未収収益	2	674,156	2	560,483
金銭の信託	2	30,000	2	100,000
その他		224,645		153,256
流動資産合計		65,224,602		66,699,271

固定資産				
有形固定資産				
建物	1	760,010	1	617,032
器具備品	1	724,852	1	665,247
土地		1,356,000		628,433
有形固定資産合計		2,840,863		1,910,713
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		2,654,296		3,670,753
ソフトウェア仮勘定		1,097,970		536,345
無形固定資産合計		3,768,090		4,222,921
投資その他の資産				
投資有価証券		26,361,327		21,408,781
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産		-	1	824,268
長期差入保証金		627,141		593,536
前払年金費用		434,700		415,234
繰延税金資産		1,237,989		1,496,180
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		29,002,925		25,079,767
固定資産合計		35,611,879		31,213,401
資産合計		100,836,481		97,912,673

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)		第34期 (平成31年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		359,176		293,258
未払金				
未払収益分配金		174,333		170,281
未払償還金		456,159		448,695
未払手数料	2	3,905,670	2	3,990,054
その他未払金	2	4,330,584	2	3,961,765
未払費用	2	4,388,803	2	3,803,995
未払消費税等		99,010		194,852
未払法人税等		736,829		573,657
賞与引当金		906,167		901,135
役員賞与引当金		125,343		140,100
その他		842,194		868,992
流動負債合計		16,324,272		15,346,788
固定負債				
長期未払金		-		43,200
退職給付引当金		720,536		860,851
役員退職慰労引当金		187,562		144,303
時効後支払損引当金		254,851		247,767
固定負債合計		1,162,951		1,296,122
負債合計		17,487,223		16,642,910

## (純資産の部)

## 株主資本

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,484,913	1,126,733
評価・換算差額等合計	1,484,913	1,126,733
純資産合計	83,349,257	81,269,762
負債純資産合計	100,836,481	97,912,673

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	75,423,596	70,375,414
投資顧問料	2,723,458	2,505,299
その他営業収益	48,215	18,844
営業収益合計	78,195,269	72,899,557
営業費用		
支払手数料	2 30,906,879	2 28,533,952
広告宣伝費	730,784	739,643
公告費	1,000	500
調査費		
調査費	1,723,057	1,794,755
委託調査費	13,467,029	12,194,996
事務委託費	864,916	1,016,816
営業雑経費		
通信費	178,652	170,794
印刷費	467,973	427,442
協会費	50,251	48,375
諸会費	15,328	16,175
事務機器関連費	1,635,079	1,841,631

その他営業雑経費	23,250	-
営業費用合計	50,064,204	46,785,083
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,359	349,083
給料・手当	6,421,837	6,453,717
賞与引当金繰入	906,167	901,135
役員賞与引当金繰入	125,343	140,100
福利厚生費	1,231,033	1,234,293
交際費	13,012	13,011
旅費交通費	192,192	200,426
租税公課	410,229	373,201
不動産賃借料	678,182	654,886
退職給付費用	423,171	428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889	51,159
固定資産減価償却費	1,115,719	1,252,321
諸経費	450,299	523,213
一般管理費合計	12,364,437	12,575,461
営業利益	15,766,627	13,539,012

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	349,402	181,073
受取利息	2 483	2 1,913
投資有価証券償還益	81,580	416,706
収益分配金等時効完成分	91,672	44,392
受取賃貸料	-	2 38,388
その他	9,989	11,871
営業外収益合計	533,128	694,346
営業外費用		
投資有価証券償還損	30,114	118,173
時効後支払損引当金繰入	43,182	1,166
事務過誤費	10,402	420
賃貸関連費用	-	35,994
その他	3,829	1,481
営業外費用合計	87,529	157,235
経常利益	16,212,226	14,076,123
特別利益		
投資有価証券売却益	516,394	501,778
ゴルフ会員権売却益	7,495	
特別利益合計	523,889	501,778
特別損失		
投資有価証券売却損	105,903	135,399
投資有価証券評価損	102,096	62,310
固定資産除却損	1 54	1 4,848
固定資産売却損	-	225
システム関連費	-	322,986

商標使用料		-		90,000
特別損失合計		208,054		615,770
税引前当期純利益		16,528,061		13,962,130
法人税、住民税及び事業税	2	5,252,224	2	4,420,179
法人税等調整額		76,092		100,112
法人税等合計		5,176,132		4,320,066
当期純利益		11,351,928		9,642,064

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147	
当期変動額										
剰余金の配当								26,595,731	26,595,731	26,595,731
当期純利益								11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計								15,243,802	15,243,802	15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,673	9,673	9,673
当期変動額合計	9,673	9,673	15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344	
当期変動額										
剰余金の配当								11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益								9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計								1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028	

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定



額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産		138,024千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債  
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
預金	41,809,118千円	240,211千円
未収収益	40,621千円	25,307千円
金銭の信託	30,000千円	100,000千円
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円
未払費用	430,491千円	444,754千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
建物		2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
支払手数料	11,380,244千円	5,298,064千円
受取利息	380千円	3千円
受取賃貸料		38,388千円
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日

効力発生日

平成30年6月28日

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

## (リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
1年内	678,116千円	675,956千円
1年超	1,351,912千円	675,956千円
合計	2,030,029千円	1,351,912千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	-
(2) 有価証券	19,967	19,967	-
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	-
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	-
資産計	90,154,972	90,154,972	-
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	-
負債計	3,905,670	3,905,670	-

## 第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	-	-	-
未収委託者報酬	9,770,529	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

(有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,645,023	8,062,990	417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

## 3. 売却したその他有価証券

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

## 第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## （退職給付関係）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第34期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,649,089 千円	3,729,252 千円
勤務費用	184,120	193,531
利息費用	27,829	24,351
数理計算上の差異の発生額	56,895	15,898
退職給付の支払額	188,683	218,947
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,252	3,712,289

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第34期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
年金資産の期首残高	2,698,738 千円	2,723,393 千円
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の発生額	47,759	4,606
事業主からの拠出額	102,564	102,564
退職給付の支払額	173,748	203,077
年金資産の期末残高	2,723,393	2,666,937

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 （平成30年3月31日現在）	第34期 （平成31年3月31日現在）
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	2,723,393	2,666,937
	651,168	458,822
非積立型制度の退職給付債務	354,690	586,529
未積立退職給付債務	1,005,858	1,045,351

未認識数理計算上の差異	169,893	114,968
未認識過去勤務費用	550,128	484,766
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	285,836	445,616
退職給付引当金	720,536	860,851
前払年金費用	434,700	415,234
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	285,836	445,616

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の費用処理 額	47,053	43,633
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付 費用	281,066	284,199

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

## (5)年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9
合計	100	100

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
割引率	0.069 ~ 0.67%	0.035 ~ 0.49%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

## 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	445,379千円	436,050千円

投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
繰延税金資産 小計	2,027,829	2,122,023
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,027,829	2,122,023
繰延税金負債		
前払年金費用	133,105	127,144
連結納税適用による時価評価	1,382	1,320
その他有価証券評価差額金	655,348	497,269
その他	4	108
繰延税金負債 合計	789,840	625,842
繰延税金資産の純額	1,237,989	1,496,180

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第33期(平成30年3月31日現在)及び第34期(平成31年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)及び第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)及び第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]



当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行 (注5)	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 . 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
5. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、(株)三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	6,263,571千円	未払手数料	907,290千円

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし(注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	4,629,670千円	未払手数料	734,633千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入(注3)	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注3)	1,578千円	未収収益	1,578千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	6,152,016千円	未払手数料	962,840千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年で

あります。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）  
三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第33期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第34期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
1株当たり純資産額	393,935.45円	384,107.08円
1株当たり当期純利益金額	53,652.87円	45,571.50円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第34期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

## 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
株式会社鹿児島銀行	18,130 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

## 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2019年8月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。

(2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。

- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- ( 3 ) 投資信託説明書(請求目論見書)に信託約款を掲載します。
- ( 4 ) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- ( 5 ) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- ( 6 ) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- ( 7 ) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

令和元年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	鉄	也	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年9月18日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）の平成30年8月15日から令和1年8月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）の令和1年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。